

## 第26回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年7月18日(木) 午後3時50分から午後4時40分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (6) 非農地通知の決定について
- (7) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- (8) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津	敏美智
主 幹	高 塩	康 幸
主 事	湯 田	美 貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦労さまです。

本総会の出席委員は15名で定足数に達しておりますので会議は成立いたします。それでは、ただいまから第26回矢板市農業委員会総会を開催いたします。

議 長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

( 議長一任の声有り )

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、6番阿久津委員、10番大森委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声有り )

議 長

異議なしと認め、6番阿久津委員、10番大森委員を議事録署名委員とします。

議 長

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第1班、班長9番 平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

本日、午前9時30分から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法3条4件、4条2件、5条1件、非農地証明2件、非農地通知10件の計19件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしく願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

議 長

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、2番 鈴木委員にお願いいたします。

2番 鈴木委員

2番 鈴木です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

譲受人が現在作付けをしており、経営規模拡大ということでなんら問題ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、2番 鈴木委員にお願いいたします。

2番 鈴木委員

2番 鈴木です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

譲受人が現在作付けをしており、経営規模拡大ということでなんら問題ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、5番 石塚委員にお願いいたします。

5番 石塚委員

5番 石塚です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

2筆の現況は草が生えており現在作物は作られていませんでした。もう1筆は山林でありまして、現地までたどりつけませんでした。何ら問題ないと見て参りましたので慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、5番 石塚委員にお願いいたします。

5番 石塚委員

5番 石塚です。現地案内図の3・4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は全て稲作が作られていました。生前一括贈与ということで何ら問題ないと見て参りましたので、慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第4号について質疑意見等求めます。

11番 渡邊委員

議案第2号ですが一枚の田の中の一部ということでよろしいですか。

2番 鈴木委員

はい。

議 長

他に無ければ異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3)議案第5号から第6号 農地法第4条第1項の規定に係る処分決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、2番 鈴木委員にお願いいたします。

2番 鈴木委員

2番鈴木です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

盛土ということで産業廃棄物の心配がありますが、環境課に申請済みで話し合っているそうです。問題無いと見て参りましたので慎重審議をお願いします。

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、7番 山口委員にお願いいたします。

7番 山口委員

7番山口です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

耕作放棄地状態になっていますので致し方ないと見て参りました。慎重審議をお願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第5号から第6号について質疑意見等求めます。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3)議案第7号 農地法第5条第1項の規定に係る処分決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、7番 山口委員にお願いいたします。

7番 山口委員

7番 山口です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

住宅地になっている場所ですので致し方ないと見て参りました。慎重審議をお願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第7号について質疑意見等求めます。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件（５）議案第８号から第９号 非農地証明願いに係る処分決定について議題に供します。  
では、事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。  
次に議案第８号の現地調査の詳細な報告を、７番 山口委員にお願いいたします。

7番 山口委員 7番 山口です。現地案内図の８ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

以前から建物が建っており現在に至るということですので、致し方ないと見て参りました。慎重審議をお願いいたします。

議 長 次に議案第９号の現地調査の詳細な報告を、２番 鈴木委員にお願いいたします。

2番 鈴木委員 2番 鈴木です。現地案内図の９ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請事由にもありますように、昭和４１年から倉庫、昭和６１年から車庫が建っているということで、最近測量も入ったそうなので、致し方ないと見て参りました。慎重審議をお願いいたします。

議 長 現地調査の報告が終わりました。  
それでは議案第８号から第９号について質疑意見等求めます。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。  
続いて、付議事件（６）議案第１０号から第１９号 非農地通知の決定について議題に供します。  
では、事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、議案第１０号から第１９号まで一括して、現地調査の詳細な報告を９番 平久井委員にお願いいたします。

9番 平久井委員 9番 平久井です。現地案内図の１０ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

宅地ばかりでしたので何ら問題ないと見て参りました。皆様慎重審議をお願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第10号から第19号について質疑意見等求めます。

(意義なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(7)議案第20号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定については取り下げとなりました。

議 長

続いて、付議事件(8)議案第21号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、

「農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」こととなっておりますので、私は退室することとなります。

つきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、

「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」こととなっておりますので、職務代理者に議長代理をお願いしたいのですがいかがでしょうか。

(意義なしの声あり)

議 長

異議なしとの声がありましたので、職務代理者は議長席をお願いいたします。

(14番 渡邊 浩正委員 議長席に着席)

14番 渡邊委員

議長を交替いたしましたので、議事を進めてまいります。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

14番 渡邊委員

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第21号について、質疑・意見等を求めます。

(意義なしの声あり)

14番 渡邊委員

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第21号が終了しましたので、八木澤会長の入室を求めます。

(15番 八木澤委員 入室)

議 長

議長を交替いたしました。

続いて、付議事件（８）議案第２２号から第２４号 農用地利用  
集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

（ 議案書により事務局説明 ）

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第２２号から第２４号について、質疑・意見等  
を求めます。

（意義なしの声あり）

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

- ・全国農業新聞加入推進活動のお願いについて
- ・第１回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について
- ・農業委員・推進委員合同暑気払いについて
- ・農業委員・推進委員合同視察研修及び農業委員親睦旅行について

議 長

ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。

それでは、以上を持ちまして、第２６回農業委員会総会を閉会いたし  
ます。

皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第１９条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤 寛夫

議事録署名委員

阿久津 正一

議事録署名委員

大森 克則